

サウンドウッズ基金運用方針

本方針は、NPO 法人サウンドウッズ（以下「本法人」という）が設置するサウンドウッズ基金の適正な管理および運用について定める

1. 運用の基本原則

本基金の運用にあたっては、以下の原則を遵守する

(1) 安全性の確保

元本を毀損させないよう安全性を最優先とし、一般会計と分別して管理する

(2) 目的外使用の禁止

寄付者の意向および本法人の社会貢献目的にのみ使用し、法人の営利活動には一切流用しない

2. 資金の構成

本基金は、以下の原資をもって構成する

(1) 寄付金

(2) 本法人の事業収益からの拠出金

(3) その他、本基金の目的に賛同する外部資金

3. 支援対象と審査

(1) 森林経営の持続化に資する実践者の活動を支援対象とする

(2) 支援先の選定は、本法人に設置する基金運営委員会において、活動の公共性・実行性を審議・決定した上で、理事会が承認する

4. 附則

(1) 本方針は、令和8年6月1日から運用を開始する

(2) 本方針に基づく運用規定を別途定める

(3) 本方針は、社会情勢や法人の活動実態に鑑み、必要に応じて基金運営委員会の承認を得て、法人代表理事が見直しを行う

サウンドウッズ基金運用規程

本規程は、NPO 法人サウンドウッズ（以下「本法人」という。）が設置するサウンドウッズ基金（以下「本基金」という。）の適正な管理および運用について定める

第1条 （目的）

本規程は、本基金運用方針に基づき、助成事業の公募、審査、決定および実施に関する具体的な手続きを定め、本基金の適正な運用を図ることを目的とする

第2条 （助成対象者）

本基金の助成対象は、森林資源の活用や木材コーディネートを通じて地域課題の解決に取り組む個人、団体、または有志による実行委員会等とする

第3条 （助成対象事業）

助成の対象は、本法人定款第3条に定める森林の保全および森林林業に携わる地域の経済活性化に寄与するもので、以下のいずれかに該当する事業を対象とする。

1. 森林保全および木材利用の促進に資する事業（人材育成、調査研究、フォーラム開催等の普及啓発等）
2. その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

第4条 （公募・選定プロセス）

1. 本法人は、原則として年1回、本法人ウェブサイト等で公募する
2. 助成を受けようとする者は、所定の活動計画書および収支予算書によりサウンドウッズ基金運営委員会（以下「運営委員会」という。）に助成を申請する
3. 理事会は、運営委員会に助成先の選定を諮問し、意見を求めるものとする
4. 運営委員会は、次条に定める基準に基づき審査を行い、結果を理事会に答申する
5. 理事会は、運営委員会の答申を受け、助成先および助成金額を決定する

第5条 （審査基準）

助成の審査は、以下の5項目に基づき、総合的に判断する

1. 専門性：木材コーディネート技術が活動の核となっているか
2. 必要性：今、その活動を行う必要があるか、または、重要性や緊急性があるか
3. 公共性・波及性：活動地域や業界全体、他の木材コーディネーターに良い影響を与えるか
4. 実行可能性：計画に無理がなく、完遂が期待できるか
5. 発信・共有の意欲：プロセスや学びを他に共有する意思があるか

第6条 （助成金の支払い）

1. 助成金は、事業完了後の実績報告書の承認を経て支払う
2. 活動の性質上、事前の資金確保が必要と認められる場合は、運営委員会の承認を得て、助成決定額の5割を上限に概算払いを行うことができる

第7条 （実績報告と評価）

1. 助成を受けた者は、事業完了後15日以内または翌年の4月30日のいずれか早い日ま

で実績報告書および収支決算書を提出しなければならない

2. 運営委員会は、提出された実績報告書を基に成果を確認し、適合する場合は承認する
3. 運営委員会は、毎年、助成事業の実績および成果を理事会に報告する

第8条（成果報告と情報公開）

1. 助成を受けた者は、本法人が開催する報告会等において、活動成果を報告しなければならない
2. 基金の収支状況、および助成先の活動成果は、本法人のウェブサイト等で公開し、寄付者に対する透明性を確保する

第9条（助成の取消および返還）

助成対象者が、虚偽の申請や目的外の流用を行った場合、理事会は助成決定を取り消し、既に交付した助成金の返還を求めることができる

附則

1. 本規程は、令和8年6月1日から運用を開始する
2. 令和8年度の第1回助成については、運用開始前の準備期間における内定プロセスを有効なものとして扱う